

第2回桜井市地域ブランド認定推進委員会 会議録（要約）

開催日時	平成27年3月25日（水） 午前10時～11時50分
場 所	桜井市役所本庁 4階 第1委員会室
出席者	<p>（委員）</p> <p>堀井良殷氏（（財）大阪21世紀協会理事長）、ト部能尚氏（桜井市商工会）、林勤氏（桜井市観光協会）、福住昌彦氏（奈良県農業協同組合）、松田憲昌氏（桜井木材協同組合）、麻生憲一氏（奈良県立大学）、岩城啓子氏（畿央大学）、渡邊寛之氏（奈良県中部農林振興事務所）、テリー植田氏</p> <p>（事務局）</p> <p>清水孝夫（まちづくり部長）、青木浩之（観光まちづくり課長）、山内篤生（観光まちづくり課まちづくり戦略係長）、後藤聖子（観光まちづくり課まちづくり戦略係主任）</p>
取材及び傍聴	なし
堀井委員長	では、「委員会会議録等の公開及び会議の傍聴について」を事務局よりご説明願う。
事務局	資料1 「第1回桜井市地域ブランド認定推進委員会会議録（要約）」 前回会議録要約を送付したがこれで確定させていただく。今後もこのような形でまとめて会議前に皆様へ送付する。同時に会議資料・会議録を市ホームページで公開したいと思っているがどうか。合わせて、記者等の傍聴について可とするか、審査会の回を除く会議を傍聴可としてよいか、2点をお伺いしたい。
堀井委員長	皆様のご意見はいかがか。ご異議なければ原則傍聴可、会議録公開でよろしいか。
委員	異議なし
堀井委員長	続いて「桜井市地域ブランド認定推進事業実施内容及びスケジュールについて」をご説明願う。
事務局	<p>資料1-2については、前回のご意見についてのご回答で、その中のブランド認定の意義については、例えば三輪素麺などの大ブランドがすでにあるのに、認定する必要があるのか、という意見について、三輪素麺も含む他の商品を総称して「桜井の地域ブランド」として認定し、「オール桜井」としてプロモーションをしていく、という考えで、各商品に付ける名称ではなく総称であるということをご理解いただきたい。</p> <p>資料2-2について、想定される商品については、このようなリストをあげている。これまでに市木材協同組合・市商工会・市農林課及び農業委員会などが把握されている内容をもとに作成した。現在すでに桜井市にこのような商品があることをご認識いただきたい。</p>

事務局	<p>これをふまえて資料2-3及び2-4を見ていただきたい。第1回委員会で説明をさせていただいたが、資料2-3は2-4を要約したものである。本日の委員会では、認定対象商品を確定していただければと思う。</p> <p>資料2-1のスケジュールについて、前回より会議開催を1回増やして全部で7回としている。本日はブランド名称をお決めいただきたい。キャッチコピー及びロゴマークについては次回まで決定せずご議論いただきたい。認定基準はイメージ案を提示させていただき、第4回委員会で最終決定させていただきたい。</p>
堀井委員長	<p>委員の皆様のご意見を伺いたい。資料2-4の要領に記された認定対象についてこれでよいかということだが、第3条について事務局に聞きたい。「自社製品」とはどういう意味か。例えば、素麺など、他で生産はしているが「三輪素麺」として販売しているようなものはどうなるのか。</p>
事務局	<p>例えば、饅頭なども申請されるかと思うが、自社で製造ができないため他市で製造し、市内の販売会社が「卑弥呼饅頭」などとして売る、という場合も想定できるため、この一文を入れさせていただいた。具体的には、初瀬で「夫婦饅頭」が売られているが、実際の製造は奈良市の業者に委託されている、ということがあり、こうしたものを認定するためには、この一文が必要になるのではないかと考えている。製造を桜井市限定とすると、こうした食品加工品などを入れられなくなることもある。</p>
堀井委員長	<p>では、奈良の業者が「卑弥呼饅頭」のようなものを作ってもだめか。</p>
事務局	<p>ブランド認定事業の第2条に本市の区域内に住所を有するものを申請可能な事業者と定義していることがある。</p>
堀井委員長	<p>例えば大阪の業者がペーパー会社を作り、全て大阪で作って持ってきたとしてもそれはいいということか。</p>
事務局	<p>この一文ではそうなる。</p>
麻生委員	<p>今ある地域資源について、を対象としているが、今存在するペーパー会社などは除外している、ということか。</p>
事務局	<p>そうなる。</p>
麻生委員	<p>では今ある会社で作った商品のみを対象とするということ、すなわちこれを目当てにする新規参入者は今のところ入れないということか。</p>
堀井委員長	<p>そうなると、「今とはいつか」という問題が出てくる。2015年4月1日の時点で存在するものだけを対象にして、それ以降は入れない、ということもおかしい。新しい商品を開発できない、ということもおかしい。</p>
事務局	<p>基準として、統一したものが必要になるかと思うが、新規参入者についてはハードルを設けるなど、基準のところではできないかと考えている。例えば、桜井に根差した、歴史性・伝統性がなければだめだ、など。</p>
堀井委員長	<p>いわゆる外部の参入を止めるのか、むしろそれを歓迎するのかという二つの考えがあると思う。外から資本が入ろうがなかろうが、「さくらいブランド」として売り出してくれたらありがたいではないか、という考えもある。一方で</p>

堀井委員長	桜井市内の地産地消の発展というところに重きを置けば、新規参入は抑制したほうがよい、といった両方の考えがあるように思う。
事務局	既にあるものを認定し、「オール桜井」として売り込んでいきたいと考えているため、どちらかと言えば今あるものを売りだしたいという思いの方が強い。
堀井委員長	「すでに」が気になる。どの時点で「すでに」となるのか、一度認定して終わりではなくて毎年続くので、どの時点をもって「すでに」とするのか。ベンチャー企業は毎年起業されているので、「すでに」の定義が難しい。
林委員	第3条について発言させていただく。長谷寺近くで「夫婦饅頭」が生産されており、以前は初瀬で売られていたが、それを再現した形で少し値段が高いが販売されている。これを製造されているのが奈良市の菓子屋で、そこから持ってきたものを初瀬街道で販売している。まさに第3条の一文にあてはまる。参考までに例を挙げさせてもらった。
堀井委員長	素麺について、地場産業として桜井で生産されたものと、あちこちで作ったものを「三輪素麺」として販売しているところとがある。桜井で作っている素麺工業組合は地域ブランドとして売りたいのだろうが、島原や姫路で作っている人たちはどうなるか。
事務局	三輪素麺工業協同組合及び販売協議会にて話を聞いてきたが、農水省の「地理的表示」を取得するための取り組みをされており、島原等外部から来たものについては、「〇〇の手延べ素麺」としか表示せず、三輪で生産したものは「〇〇の三輪素麺」としてはっきりと分けて表示しているとのことだ。桜井の地域ブランドとしては、「〇〇の三輪そうめん」とされたものを扱いたいと考えている。「手延べの基準」についても、三輪素麺工業協同組合及び販売協議会において、農水省が定める基準をクリアしたものでないと扱わないとされており、桜井ブランドについても同様としたいと考えている。
堀井委員長	ということは、大手で販売されているもので、桜井以外の場所で生産されたものは、「三輪素麺」とは表示していない、ということか。
事務局	そのようにお聞きしている。
ト部委員	三輪素麺の産地表示については問題があった経緯があり、今まではほとんどが九州で生産された素麺で、桜井では1割程度しか生産されていなかったが、現在は、桜井で生産される素麺は4割程度に上がったようだ。投資して工場を作り、自社生産を4割近くに上げた会社もあるようだが、ほとんどを九州から買っているところもあるようだ。
堀井委員長	別の場所で生産されたものは「三輪素麺」と表示していないというのは本当なのだろうか。
ト部委員	「三輪素麺」として出しているような印象があるが、別のところから買った素麺は「手延べ素麺」として出しているので問題がないと聞いている。一般的に、素麺組合の鳥居マークが入っている素麺が本物だというイメージがある。

林委員	「三輪素麺」については、今まではいろいろあったが、現在は素麺工業協同組合と販売協議会とが一緒にブランドを作っていこうとしている状況がある。
ト部副委員長	協同組合の池側理事長と販売協議会の池田会長が話し合っ一緒に取り組もうとされている。
林委員	現在、「三輪素麺」は1本で行こう、という動きが出ている。
林委員	そのようにしたいと販売協議会のほうでは考えているのではないか。ただし、工業協同組合理事長のほうは桜井市周辺で作ったものを鳥居のマークを付けて販売している。一方、需要と供給の問題で、桜井市周辺で作ったものだけでは足りないということがある。
堀井委員長	外で作ったものの取り扱いについて、決着はついていないということか。
ト部副委員長	以前はそういったことが非常に問題となっていた。
事務局	組合と協議会は農水省の「地理的表示」を取りたいと考えておられる。平成14年に義務違反があり農水省より改善命令が出た。改善命令が出たように、外で作ったものを「三輪素麺」として農水省に地理的表示の申請を出す、ということは絶対にしないとおっしゃっている。島原のものは「三輪素麺」とは表示せず、「手延べ素麺」という形で販売している。ただし、自社で作ったもの、奈良県の中で作られたものは「〇〇の三輪素麺」として販売しているとのことだ。
ト部副委員長	一度、販売されている会社がどのような形で売っているのか、といった実情がわかる資料を見せていただきたい。また、会社で自社生産されていても、それだけでは絶対量が足りないように思う。そのあたりをどのようにされているのかといったことが分かる資料を見せていただきたい。
事務局	販売協議会は組合からも供給されていると聞いている。
ト部副委員長	組合の場合は桜井で生産されていると認識があるので問題がないが、大手の場合よくわからないので、素麺の実情を把握する必要があり、はっきり確認したい。最近高田さんが伸びており、ローマ法王に素麺を渡されたいらしいと聞く。あちらも自社工場があるのか。
事務局	販売協議会9社のうち7社が自社工場を持っている。先頃、他社の工場見学が素麺工業協同組合も参加して行われ、品質管理等の実情を把握されたと聞く。「地理的表示」を獲得するためには。品質の基準等が必須となり、そうしたところの調整を行っておられるようだ。こちらとしても、そうした基準に合致したものを認定していく方向で考えたい。
堀井委員長	第3条を見ると自社製品の場合は本市の区域内での生産等は問わないとしているので、九州で作った素麺についてもブランド品として認定する、ということか。「自社」のくだりを外すと夫婦饅頭を認められなくなる。
事務局	この書き方が良くないのかもしれないが、個別の審査基準の中で、桜井市内で作られたものと限定していきたいと考えている。
堀井委員長	ただ、第3条がある。そのようにする場合はこの書き方を変えなければならなくなる。

ト部副委員長	やはり地元桜井で作ったものしか認めないという方向になるのではないか。
堀井委員長	そうなると、初瀬の「夫婦饅頭」がだめになってしまう。
ト部副委員長	夫婦饅頭というものがあるのか。
林委員	初瀬で、盛んに宣伝をされている。素麺については、大手どことも「〇〇の三輪素麺」として販売されている。組合とも連携していかれるということで、我々としてもバックアップすべきだと思う。ただ地域でできた小麦粉でないことが問題になるのかもしれない。原資は輸入されたものだが、製品に対しては桜井ブランドとして認めるかどうか、という所に問題が出てくるのではないか。
ト部副委員長	組合のほうかどのような対応をされるか、ということもある。
林委員	組合としては、まとまろうとされている。
堀井委員長	農水省の「地理的表示」についても我々にはわからない部分があり、素麺についても、もう少し詳しい情報を入れた上で決めるということで、第3条については継続審議とする。また、対象とする商品がここに挙げられたものだけでよいのか、他にもないのか、ということはどうか。
麻生委員	第3条の(4)が他でブランド認定をされているところとちょっと違う。「サービス商品」として、旅行商品というものは固定されたものでなく絶えず変わっていくものなのでどのように認定していくのか、物ではなく、旅行商品は陳腐化がかなり速いので、絶えずいろんな商品化されたものが出てくる。そうしたものを一括してブランド認定できるのかが疑問だ。もう一点、全国的に桜井ブランドとして発信するのであれば、地元の小さい旅行会社だけでなく、JTBなど大手を入れて、全国的に発信してもらうほうが桜井の名前が売れているのではないか。その意味では、もちろん地元の「着地型」ということで旅行会社に入ってもらおうということが重要だがそれだけでなく、大手旅行会社とタイアップしながら、特に旅行商品というのはいくつかの部分があるので、全国から桜井に来てもらわないと桜井市内で終わっては意味がない。そのあたりの展開の仕方が他の商品と比較すると違うのではないかと感じる。もう一点、「その他」の要因を残しておいたほうがいいのではないか。もしかしたら抜け落ちているものがあるかもしれない。そうしたものを「(5) その他 桜井ブランドとしてふさわしい商品」といったような項目を設けることで、見過ごしたものの、抜け落ちたものをフォローできるような表現があってもいいのではないか。
堀井委員長	今おっしゃった、全国的に売り出すためには大手旅行会社にも手を挙げてもらえるようにしたらどうかということ、また「その他 目的を達するにふさわしいもの」といった「その他」条項を入れる、ということ、についていかがか。また、最初におっしゃったことはどのようなものか。
麻生委員	サービス商品は物ではないので、何かをひとつ作りだしたら終わり、ということではなく、サービスは陳腐化してめまぐるしく商品化されるものである、ということについて、一体的な旅行商品というような形で認定できるのかということを確認するには考えておいたほうがよい、ということである。

福住委員	旅行サービス商品という具体的にどのようなものか。
麻生委員	おそらく、桜井をひとつのテーマに挙げたような、よくある「着地型旅行商品」だと思う。例えば、桜井の観光資源を回るようなものを地元の旅行会社などが商品として全国的に販売していく、というものである。
テリー委員	例えば、「讃岐うどん」のツアーのようなものだ。または、サイクリングやマラソンなど、様々なものがある。
福住委員	では、旅行商品であれば、例えばどこかの店に三輪素麺を食べに行く、となった際に、それだけでなく桜井市が連携を取って日帰り旅行をパッケージ化する、というようなものか。
麻生委員	そういうものだと思う。
福住委員	それにブランドの名前を付ける、ということか。
麻生委員	そうしたものに名前を付け、もう少し全国的に桜井という名前を発信していく。今挙げたようなことはすぐに結論が出ないと思うので、事務局で第3条については、継続審議ということで考えていただければと思う。
堀井委員長	他にあれば。
松田氏	第3条(3)に「木工品」とあるが、木材協同組合では、木工品を作っているところがないので、「木材木工品」などとしていただきたい。市内で木工品を作っておられるところがなく、木材協同組合では建築用材を作っている。将来的には、柱材を品質統一して売り出していこう、などと考えている。
ト部副委員長	あるぼー等で販売しているものは別の場所、岐阜などで加工されたものだ。実質的に桜井で作っているのは木材となる。
松田氏	組合でもロゴマークを作って木材のまちさくらいを売りだしたいと思っているが、将来的には品質を担保し、「木協ブランド」を作りたいと考えている。
ト部副委員長	ブランドとしては吉野がかなり知れ渡っており、桜井産ではなく、吉野産で出ている。
堀井委員長	では、この箇所は「木材木工品」とする、と。木工品も入れておいた方がよいか。
ト部副委員長	将来的にはあり得るのでそのほうがよい。
堀井委員長	次々と新しく出てくるものを包括的に認定するという可能性を残したほうがよいと思う。点として認定するだけではなく、点と点がつながった線として認定することもあり得ると思う。また全国的な旅行会社も提案させるとなると、第2条の「本市の区域内に住所を有する」にひっかかってしまう。第2条についても考え直さなければならない。要検討事項とする。第3条にその他条項を設けることについては、逃げ道を作ったほうがよいので大賛成だ。他にご意見はあるか。 では、第2条・3条はもう少し検討ということでご意見あればお寄せいただくということで継続審議とする。 次の「ブランド名称案」について、ご説明願う。

事務局	<p>資料3をご覧いただきたい。堀井委員長より候補があればということで前もって出していた。委員長、岩城委員、渡邊委員、事務局の案を含め20件の案を出させていただいた。本日はこちらについてお決めいただきたい。なお、名称については、案1を例にとると、「うるわし大和さくらいブランド」と必ずブランド名を付けなければならないのか、とのご質問があったが、そのままの「うるわし大和さくらい」という地域ブランドでも、「うるわし大和さくらいブランド」という地域ブランドでもどちらでもよい。これをふまえた中で皆様方にご議論いただきたい。</p>
堀井委員長	<p>岩城委員、渡邊委員からもご提案をいただき、お礼を申し上げる。</p> <p>私の案について、説明申し上げます。思いつきであり全くこだわるつもりはないが、考えたのは、「桜井」といっても、「青葉茂る」の圧倒的な刷り込みに引っ張られて、「大和の桜井」となかなか思わない。ブランド名とするためには、新しい「桜井」を刷り込む必要があるのではないかと。単に「桜井」だけでは訴求力が弱いのではないかと考えたので、「桜井」の「さく」を「花が咲く」と引っ掛け言葉にして売ったらどうかということと、また、「さくらい」というより「お・も・て・な・し」のように「さ・く・ら・い」としたほうが刷り込みが強いのではないかと考えた。オリンピック誘致の際、「おもてなし」でなく「お・も・て・な・し」と言ったことで一挙に世界的に有名になった。また、「花が咲く」というところにかけているのがポイントである。岩城委員、ご説明願う。</p>
岩城委員	<p>ブランド立ち上げには地域経済の活性化をめざすことがあり、想定される認定品ということでいくつか挙げておられるが、全国的に売ろうとすると他地域との差別化が必要となる。桜井で差別化できる点は、記紀万葉で非常に有名だということがあるので、是非そうしたことを入れていただきたい。また、桜井という名の由来についてはよく知らないが、先日来、「日本書紀」を読みおろし、神宮皇后が磐余（いわれ）に都を置いたときに、「若桜宮」とされたということが起源なのかと素人ながら思った。「日本書紀」を読んでいると、三輪山や箸墓古墳など桜井のあたりがよく出てくる。こういったことをなんとか生かせないかと思い、この名称案を提案した。</p>
渡邊委員	<p>私の案は、卑弥呼が実際に箸墓周辺にいたかどうかということにはわからないが、全国的にかなり知れているので、卑弥呼を付けるのがいいかと思った。外国人には漢字が好まれるし、日本人にはローマ字を好む傾向があるということで両方出した。またそうすることでロゴマークにつなげやすく、市のマスコットキャラクターもロゴで使うならばいいかと思った。</p>
堀井委員長	<p>事務局案について説明願う。</p>
事務局	<p>案15については、桜井が大和にある、ということ表現しており、案16については、桜井が奈良にあるということをはっきりさせるために用いている。次の案17は「大和は国のまほろば」という歌から引用している。次に案18は、渡邊委員の意見にもあったように、桜井は「ひみこちゃん」を全面に出せばよ</p>

事務局	いのではないかということである。案 19 と 20 については、現在作成中の「桜井市歴史文化基本構想」の中のキーワードを使っている。
堀井委員長	他にこんな意見があるというのがあれば。
ト部副委員長	商工会女性部の駅前の店は、「まほろばの里 卑弥呼」という形を出している。また、「まほろばの桜井」とするなどはいかがか。
堀井委員長	案 21 として、「まほろばの里 卑弥呼」 案 22 として「まほろばの里 さくらい」。他にあれば？
ト部副委員長	先ほど岩城委員のお話にあった桜井の由来は、桜井市大字谷に井戸があって、桜の木から井戸に花びらが落ちて、桜の井戸だから「桜井」になったのではないかとされていて、その井戸はまだ残っていると聞く。
林委員	事務局 15 の「大和さくらい」はシンプルな名称をつけてくれているが、観光協会にてポスターを作った際に、「桜井に愛に恋」という語呂を用い、「会いに来い」を「愛」と「恋」としたところ好評だった。TV で水森かおりさんが「大和路の恋」という曲を新発売されるらしく、この曲は桜井のあたりを題材にされているが、これを機会に桜井が有名になるのではないかと思うが、できれば「大和さくらい」というものを基本にしてもらいたい。委員長がおっしゃったように阪急沿線の「桜井」のほうがインパクトが強すぎる。ただ、若い人は「青葉茂る桜井」のことはあまり知らないなので、できればここで「大和さくらい」を浸透させることができればと思う。
堀井委員長	林委員としては、案 15 を支持されるということか、または案 23 として「桜井に愛に恋」ブランドとして提案されるのか。
林委員	最終的に「大和さくらい」を強調してもらいたい。
堀井委員長	どの案にもそうしたことが入っているので、どの案を支持されるか。
林委員	旅行商品などには、「桜井に愛に恋」などを入れてもらえたらと思う。
堀井委員長	では、キャッチコピーということか。「大和さくらい」が入っていればどの案でもよいということか。
林委員	その通り。
堀井委員長	テリーさん、私は、いろんなブランドがあるときに、ぱっと眼が止まることが大事だと思う。あらゆる地域があらゆるブランドを立てて PR していこうとしている中で、凡庸で通俗的なありきたりな名前なら「あちらでもやっているか」となるが、ぱっと眼にとまるということが重要だと思うのだがいかがか。
テリー委員	ビジュアルも含めて目立つということは重要だと思う。
堀井委員長	ビジュアルを含めて、ぱっと目にとまる、というものが重要だ。
テリー委員	この「大和の花サ・ク・ラ・イ」はいいと思う。東京で桜井市を知っている人は少なく、どこにあるかもわからないので、奈良を入れてもいいと思う。大和がどこにあるかわからないということもある。それなら「奈良」をイチオシです、という意味で入れたほうがいいと思う。どこにあるかわからないと行く気持ちが遠いので、万葉集といってもそれがイコール奈良県だ、という人が少ない。東京大学文学部の万葉集を勉強している子が桜井に来たことがないとい



テリー委員	う話も聞くので、そうした人に来てもらおうとするならば、位置を示す為に奈良という言葉があってもいいのではないか。逆に、新鮮な言葉を使うのであれば「大和の花 サ・ク・ラ・イ」といったような、目に飛び込むキャッチフレーズにしたほうがよいのではないかとその二点を思っている。
堀井委員長	では、皆さんに5つ選んでいただき、得票の多い順に最大5つくらい残して決定していくという方法をとらせていただいてもよろしいか。「案〇の▼▼」といった形で記入いただきたい。先ほどまでに出ていない案があれば、それも書いていただきたいがいかがか。
委員	了承
堀井委員長	では、「案〇の▼▼」といった形で5つ記入いただきたい。先ほどまでに出ている案以外に新しい案があれば、それも書いていただきたい。
	各委員 (投票)
堀井委員長	新しい案は案23「奈良の花 さくらい」、案24「記紀万葉のふるさと サクライに愛に恋」案25「大和・さくらい」、案26「万葉のふるさと花サク(咲く)ライ」案27「国のふるさと桜井」、この新しく提案されたものについては、皆さんは投票されていないので、こちらも含めて再度投票させていただく。こちらの既に出された22の案では、最高得点の5票入ったのが、案6と案16、4票が案15、3票獲得が案1と案9と案2、となる。何票で足を切るか、4票、5票を入れると3案、3票を入れると6案となる。
ト部副委員長	では3票を入れて6案で行ったらどうか。
堀井委員長	では、案6、15、16、1、9、22、それから新しい提案された23、24、25、26、27、のうちから3つ選んで投票いただきたい。
	各委員 (投票)
堀井委員長	案15が7票、案6が5票となっているが、決選投票するかどうか。
岩城委員	9人のうち、7人が投票したということか。
堀井委員長	3票のうち選んだということになっている。 挙手で決めるか、投票するか、
ト部副委員長	決選投票でどちらかを書くのはどうか。
堀井委員長	では案15または案6のどちらかで投票いただきたい。
	各委員 (投票)
堀井委員長	案15「大和さくらい」を名称とすることが当委員会の結論である。 委員の皆様のご協力に感謝する。
ト部副委員長	桜井市歌に「大和はさくらい」といったような歌詞がなかったか。
林委員	「大和は国のまほろば」であったかと思う。
テリー委員	「桜井音頭」が「大和さくらい」となっていた。
事務局	「大和さくらい」の後に「ブランド」とつけることについて、ご審議いただきたい。

堀井委員長	では、「大和さくらいブランド」とすることはいかがか。「認定」という言葉は付けるのか。
事務局	「大和さくらいブランド」認定品、といった形になる。
堀井委員長	「大和さくらい」認定品ではよくわからない。
麻生委員	資料の例示にも挙がっているし、それでいいのではないか。
堀井委員長	では、「大和さくらいブランド」とすることとする。 続いて、「キャッチコピー・ロゴマークについて」説明願う。
事務局	資料4-1について、キャッチコピー案を4案作らせていただいた。ブランド名の下部分はコンセプトとなっている。上の部分の太い字であらわした部分がキャッチコピーと考えていただきたい。(各案について説明)
堀井委員長	これはどうするのか。
事務局	案を出させていただいた。こういった方向で考えていいのかということをご検討いただきたい。ロゴマークについては資料4-2を見ていただきたい。第1回委員会の際に、マスコットキャラクターのひみこちゃんを使用してはどうかというご意見があった。このキャラクターは平成22年に誕生し、大阪在住のイラストレーター塩崎氏の作品が公募により選ばれた経緯がある。ひみこちゃんをマーク等に使用する際に、一万円程度で製作可能とお聞きしており、事務局としては第1回委員会で出たご意見をもとに、塩崎氏にロゴマークの製作依頼を行うことをご提案させていただく。
堀井委員長	今日提示されたものは事務局で考えられたものか。
事務局	そうである。
堀井委員長	キャッチコピーは決定するのか、または自由に考えてもよいものとするのか。認定品の名前は統一して使用するのわかるが、キャッチコピーについては、商品によって色々と異なると思う。
事務局	事務局としては、先ほどお決めいただいた「大和さくらいブランド」という大きなくりのなかで、チラシ等に全部を内包するような統一したキャッチコピーを使いたいと考えているので各商品についてそれぞれ設定するとは想定していない。
堀井委員長	PRのパンフレット等を作成する際に用いるキャッチコピーということか。
事務局	そうだ。各商品については、それぞれで商品にあったものと考えられるであろうから、それを邪魔しないものとしたい。全体として出す際に桜井のブランドとはこういうものだわかるキャッチコピーを作りたいという趣旨である。
堀井委員長	「大和さくらいブランド」というだけではわからないから、さらにひと押しキャッチコピーを入れようということなので、皆さんにまたお考えいただき、場合によっては事務局へご提案をお寄せいただければありがたい。 私は、こういうところに「卑弥呼」を入れたり、先ほどの「桜井に愛に恋」など、気の利いた文句を入れたいと思うが。 ロゴマークについては、このマスコットキャラクターでご依頼するということでご異議はないか。皆さん既に名刺等で使われている。今更変えるのもおか

堀井委員長	しいので、この案で進めていただくこととする。 続いて、「認定基準について」ご説明願う。
事務局	資料5について、認定対象品を決定していないので、検討が難しいが、認定の統一基準として、「桜井らしさ」の個性と魅力を持った商品を認定するための共通基準を定めたいと考えている。今後、品物ごとに細かく基準を定める必要が出てくるが、独自性・優位性、伝統的技法、品質、物語性、市場性・将来性といったところを審査基準の大きな柱にしていきたいと考えている。最終的には数値化して採点し、その合計点で決定したい。それぞれの商品によって特性があるため、個別産品に係る基準を作った上で総合的に判断したい。
堀井委員長	ご意見あれば。
福住委員	JAの立場から申し上げると、品質についてこの表記では農産物に関しては弱いので、原材料だけでは農産品には適さない。トレーサビリティなどを付け加えていただきたい。
麻生委員	この事業実施にあたっての、本来の目的に「地域経済への貢献」があるので、一つの基準として、「地域への経済効果」などがあってもいいのではないか。
堀井委員長	どこに入れるのがいいか、⑤か。
麻生委員	⑤で、「市場性・経済性・将来性」と付け加えてもらえたらどうか。
堀井委員長	⑤の2つ目「将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるとともに、地域経済に貢献し」と入れるのはどうか。 「認定については、原則として上記項目の要件を満たしているかどうかを数値化して採点し、合計得点によって決定する。」とあるが、これは大丈夫か。
事務局	数値化については、5段階評価のようなものを行って、それから合計を出すというイメージで考えている。
堀井委員長	ということは落とすこともあり得るということか。
事務局	それも想定している。
堀井委員長	失格基準をどこですか、ということが問題となるだろう。 また、「桜井周辺地域」とあるので、場合によっては県内も含むということになる。数値化は難しいが、特性に応じて個別基準も設け、合計点によっては足切りも行う、となり、審査は大変な作業である。
福住委員	数値化について、先立って宇陀市がブランド認定をスタートされた際に審査を2回行った。5段階評価を行って、かろうじて全て通ったが、通らないときどうするのかという不安があった。今回の桜井市の事業においても、審査を行い、落ちた時にどうなるのかという不安がある。
堀井委員長	よほどひどいものでないかぎりなるべく通すという姿勢を取るのか、厳しくして付加価値を高めるのか、今後の皆様のご意見次第だ。今後もこの件は継続審議ということで、次回会議の日程について、調整願う。
事務局	資料2-1でお示ししたとおり5月中旬で調整願いたい。
堀井委員長	では、次回会議は平成27年5月19日（火）午後3時ということでお願いする。長時間のご審議に感謝する。これにて閉会する。

